

# 介護保険利用料の助成・介護保険料の減免のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

町では、所得の低い方を対象に介護保険利用料の助成と介護保険料の減免を実施しています。

介護保険サービスを利用している方や65歳以上で保険料を納めている方のうち、一定の要件に該当する方が対象となります。

該当する方は、申請書類等の提出が必要となりますので、高齢介護課窓口までお越しください。

## 介護保険利用料の助成

介護保険利用料の支払いが困難な方（生活保護受給者世帯を除く）が利用する料金の一定割合を助成します。

利用料の割引は、町と協定を締結している事業者で介護サービスを利用した際に、「介護サービス利用者負担助成認定証」を提示することで受けられます。「介護サービス利用者負担助成認定証」の交付対象となる方とその対象サービスは、表1のとおりです。

なお、福祉用具購入費・住宅改修費、または町と協定を結んでいない事業者のサービスを受けた場合は、申請書の提出による償還払い（払い戻し）となります。

▼表1 介護保険利用料の助成

| 対象者の介護保険料区分                              | 助成割合 | 対象サービス                                                                                              |
|------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①第1段階*に該当する方                             | 2分の1 | 全サービス                                                                                               |
| ②第1段階に該当する方                              | 4分の1 | ・居宅サービス<br>・施設サービス<br>（食事代・居住費を除く）<br>・福祉用具購入費<br>・住宅改修費<br>・総合事業の訪問事業および通所事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る） |
| ③第2段階に該当する方                              |      |                                                                                                     |
| ④第3段階に該当する方                              |      |                                                                                                     |
| ⑤40歳以上65歳未満の方（2号被保険者といいます）で第1・2・3段階に準じる方 |      |                                                                                                     |

\*本人が老齢福祉年金受給者で本人を含めて世帯全員が住民税非課税

## 介護保険料の減免

生活が著しく困窮している方などの介護保険料を減額・免除します。

対象となる方は、表2・表3の要件に該当する方です。

▼表2 介護保険料の減額

| 収入の少ない方                                                                                                                                    | 減免の内容                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ①介護保険料区分が、第1段階（生活保護受給者を除く）の方で、課税年金収入と合計所得金額の合計が60万円以下の方                                                                                    | 申請日以降に納期を迎える保険料を2分の1に軽減    |
| ②介護保険料区分が、第2段階の方                                                                                                                           | 申請日以降に納期を迎える保険料を第1段階と同額に軽減 |
| <b>要件（次のすべてに該当する方）</b><br>①住民税課税者と生計を共にしていない<br>②住民税課税者から税法上の扶養を受けていない<br>③健康保険などの医療保険の被扶養者となっていない<br>④自宅を除き活用できる資産がない<br>⑤預貯金額が300万円以下である |                            |
| <b>申請の際に持参するもの</b><br>①預貯金通帳（年金振込先口座など申請者本人名義のものすべて）<br>②健康保険証（国民健康保険、後期高齢者医療保険、協会けんぽ、組合健保など）                                              |                            |

▼表3 介護保険料の免除

| 退所、退院などの見込みのない方                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。                                   |
| 2 現在、介護保険が適用されない施設（精神科病院など）に6か月以上入院（所）していて、退院（所）の見込みのない方の保険料を所得段階にかかわらず全額免除します。    |
| <b>申請の際に持参するもの</b><br>・入院（所）中もしくは収監中であることの証明ができる書類<br>・退院（所）の見込みがないとわかるように記載された診断書 |

## 新型コロナワクチン接種のご案内

問合せ 杉戸町コロナワクチンコールセンター  
☎0570 (021) 567 9時～17時（土・日・祝日を除く）  
FAX048 (647) 4484 ✉info\_sugito.vaccine@jtb.com

## 新型コロナワクチンの令和5年春開始接種

以下の方を対象に、新型コロナワクチンの令和5年春開始接種（～8月）を実施します。

**ワクチン接種は希望者に対して実施するもので、接種を強制するものではありません。**感染症予防の効果と副反応等のリスクを理解したうえで、本人の意思に基づき判断してください。

■令和5年春開始接種の対象者（初回接種を終了した方）  
前回のワクチン接種から**3か月**が経過した方で、**以下の①・②・③に該当する方**が対象です。

### ① 65歳以上の方

オミクロン株対応2価ワクチンを接種した方に前回の接種日に応じて「**接種券**」を送付します。

※オミクロン株対応2価ワクチンをまだ接種していない方はお持ちの接種券をご使用ください。

### ② 基礎疾患を有する方（5～64歳） その他 重症化リスクが高いと医師が認める方 ③ 医療従事者等の方 高齢者施設等の従事者の方

「令和5年春開始接種のお知らせ」を全戸配布しています。

②・③に該当し接種を希望する方は、**申請が必要**です。詳しくは「春開始接種のお知らせ」をご覧ください。

※令和4年に実施した4回目接種の際に、基礎疾患等または医療従事者等の方に該当し、電子申請またはコールセンターで接種券の発行申請をされた方には、前回の接種日に応じて、段階的に接種券を送付します。

新たに転入された方、「接種券」の再発行を希望する方は、コールセンターへご連絡ください。

### ■予約方法

新型コロナワクチン接種は、**完全予約制**です。予約には「接種券」に記載の『接種券番号』が必要となります。

「接種券」が手元に届いた方から、**インターネット予約サイトまたは電話（杉戸町コロナワクチンコールセンター）**で予約してください。

■令和5年春開始接種に使用するワクチンの種類 オミクロン株対応2価ワクチン

■接種費用 無料（全額公費）

QRコード  
（予約サイト）



ワクチン接種の日時・会場・ワクチンの種類・予約枠数など、最新の情報は **町ホームページ** をご確認ください。

町ホームページ  
「ワクチン接種情報」



## 英語検定受験料補助事業を実施します

提出先・問合せ  
学校教育課 指導担当 内線387

町では、生徒の学習意欲の向上を図るとともに、英語検定受験の機会を拡大し、英語教育の一層の充実を図ることを目的として、英語検定受験料補助事業を実施しています。

**対象** 町内在住の中学校1～3年生  
**利用回数** 年度に1回  
**補助金額** 上限4,600円 ※差額は、保護者負担  
**その他** (1)差額については、保護者負担  
(2)令和5年度第2回検定については、町内の中学校を準会場とした実施を予定しています。準会場検定の利用方法については、6月頃、町ホームページでお知らせします。

**申請方法** 補助金交付申請書（町ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入のうえ、検定料の領収書の写しと補助金振込先の通帳の写しを添付し、受験終了後、2週間以内に教育委員会学校教育課へ提出。

※私立に通学している場合は、生徒手帳等の身分証明を提示する。